

議案第20号

名張市立中学校部活動に関する方針の策定について

名張市立中学校部活動に関する方針を別紙のとおり策定する。

平成30年7月9日提出

名張市教育委員会
教育長 上島和久

名張市立中学校部活動に関する方針

名張市教育委員会

はじめに

名張市の中学生にとって部活動に対する期待は大きく、その入部率は運動部が約69%、文化部が約20%で、合わせて約89%（平成30年4月）となっている。多くの中学生にとって部活動は、仲間とつながり、思いを分かち合い、夢や希望につながるとしても貴重な機会となっている。部活動は、教育課程外の活動ではあるが、望ましい人格形成、健全な社会の形成者の育成、豊かな心・健やかな身体の育成などに寄与する中学校教育の一環として大切な活動である。

一方で、部活動が生徒や教師にとって負担になっていることや、社会的背景の変化等によって運営が難しくなる実態もある。

このような状況の中、教員の長時間勤務が問題視され、平成28年4月、文部科学省内に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が設けられた。

名張市教育委員会は、これまでの部活動の果たしてきた役割と課題を踏まえつつ、国・三重県の部活動ガイドラインに基づいて、子どもたちの心身のより健全な成長と部活動に携わる教員の働き方改革につながるよう、名張市立中学校部活動に関する方針を策定することとする。

1. 部活動の意義

学習指導要領において部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すると示されている。

「中学校学習指導要領」（総則 第5 学校運営上の留意事項）

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

名張市教育委員会は、学校教育の一環としての部活動が、「生徒が自主的・自発的に参加するなかで、学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、友情、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感を得られるなど、生徒の成長に大きく資する活動である」という価値があり、全ての学校で共有することが大切であると考える。また、部活動を指導する教員が、学校教育を担う一員としての自覚をもち、参加するすべての生徒にとって有意義な部活動になるよう、適切な運営を心がけることが大切であると考える。

2. 部活動の成果と課題

三重県のガイドラインを参照し、名張市教育委員会は、これまで実施してきた部活動の成果と課題について次のように考える。

（1）成果

- ・生徒がスポーツや文化等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により他者を尊重する気持ちや実践的な思

考力・判断力、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たしている。

・興味・関心の高まり、成就感の高まり、専門的技能の習得等が、卒業後の生き方に繋がっている。

・体力面において成長が著しいこの時期、市内中学生の体力テストの結果は小学生時と比較して大きく伸長している。

(2) 課題

・心身の成長に様々な成果が出ている反面、個人差が大きく成長著しい時期、また体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動（休養日を設けない・長時間の練習等）や効果的でない運動は、生徒の心身に大きな負担を与え、スポーツ障害の原因になったり、対象への関心・興味を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ったりする。

・家庭環境や価値観の多様化といった社会背景の変化に起因する問題が出てきている。

・熱心さの履き違え等による、一部教員の過度な活動や不適切な言動による指導がある。

・勤務時間外の活動が多く、中学校教員の多忙に拍車がかかっている。

・競技経験のない教員が顧問をする場合、過度の負担がかかることがある。

3. 学習面、心身の健康に配慮した効果的・計画的な部活動のあり方

名張市教育委員会は、学校とともに学校教育の一環としての部活動の役割を再確認し、生徒にとって学習と部活動、学校生活と家庭生活のバランスを適正化し、心身ともに健全な成長を促す部活動をめざしている。また、部活動を担当する教員は、自らのやりがいを大切にしつつも広い視点から部活動を運営することが求められる。

部活動の適正化のため、普段の練習はもちろんのこと、大会、練習試合、合同練習等は生徒にとって望ましい教育活動となるよう生徒一人ひとりの実態や健康・安全に配慮し、無理のない計画を設定するようとする。具体的な取組として、次の3点を示すこととする。

(1) 年間の見通しをもった指導計画

・学校及び各部では、年間を見通した無理のない効果的な計画を立てる。

・各部においては、活動計画等を事前に校長に提出し、承認を得るようにする。

(2) 大会参加等の精選

・中学校体育連盟、吹奏楽連盟など関係団体等が主催する大会等が多く開催されている。大会等への参加は意義あるものではあるが、学校は、生徒・教員の健康面や安全面、さらには経費等の負担についても配慮し、保護者等の理解を得ながら練習試合等も含めできる限り精選していく。

・名張市教育委員会は、大会やコンクール等への参加について、中学校体育連盟や関係団体等と連携し、学校が参加する大会やコンクール等の全体像を把握する。また、生徒や教員のやりがいや意欲を高めつつ、過度な負担とならないよう、名張市教育委員会は、大会やコンクール等への参加の検討や開催時期や運営等の協力を関係団体等へ要請していく。

(3) 休養日・活動時間の設定

①休養日の設定

・1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日又は日曜日とする。）

・大会開催等により週休日に休養日を設定できない場合は、事前に月間または年間の活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

- ・長期休業中には、別にまとまった休養日を設ける。

②活動時間の設定

- ・平日は、2時間以内とする。
 - ・朝練等特別な活動の設定については、校長の指導のもと、保護者の理解を得るとともに、生徒の自主参加を原則とし、過度の負担にならないように配慮する。
 - ・週休日及び休日（長期休業期間中を含む）に活動する場合は4時間以内とする。
 - ・大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等による校長の承認を受けるようとする。
- ※いずれも、生徒・教員の健康面等への配慮、保護者の理解を得たうえで活動計画を立てるようとする。

4. 安全面への配慮

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体で、救急体制の明確化等の整備に努める。その際、三重県教育委員会作成の「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改定）」や「三重県部活動ガイドライン」等を参考に、各学校で共通理解を図り、安全管理に配慮をする。

5. 研修及び人的支援について

- (1) 市教育委員会は、競技経験のない教員が顧問となる場合や、指導方法の工夫・改善について、県教育委員会と連携しながら積極的に研修の場を提供する。
- (2) 市教育委員会は、関係競技団体に指導の支援を依頼したり、場合によっては外部指導者、部活動指導員を増員したりするなど、教員の負担軽減を図り、やりがいや意欲をもって活動できる環境を学校と連携して整えるよう努める。

6. 保護者との連携

- (1) 学校は、本方針に基づき「学校の部活動に係る活動方針」や「年間活動計画」等を作成・公表して、保護者と情報の共有を図り、部活動に対し、保護者の理解・協力を得るよう努める。
- (2) 学校は、保護者の経済的負担については十分考慮し、部活動にかかわるすべての生徒が参加できる環境づくりに努める。

おわりに

部活動は、それを指導する教員の勤務時間を超えての奉仕的な指導・活動と、それを支える学校体制、保護者や地域の協力によって、生徒の人間形成にも大きな役割を果たしてきている。この実状を踏まえ、これまで積み上げてきた実践を大切にしながら、持続可能な運営体制にするため、社会体育等との連携・融合・移行等について、そのあり方を模索する必要がある。また、今後、保護者・地域と一体となったコミュニティ・スクール機能の活用も視野に入れ検討していく。

各学校においては、「名張市立中学校部活動に関する方針」に基づき、家庭や地域の理解と協力を得ながら、多くの生徒が夢を育み、感動を体験できるよう毎年「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、適切に運営することとする。

なお、この「名張市立中学校部活動に関する方針」は、国や三重県の部活動ガイドラインに基づき、方針策定委員会で検討を重ね、名張市教育委員会が作成したものである。今後、新たにガイドライン等

が示された場合は、その内容を本方針と重ねて検討することとする。また、それぞれの部活動によって事情が異なり、学校によっても実状が違うことなどを踏まえ、毎年、部活動検討委員会等を開催し、情報交換とともに、必要に応じて見直し・修正をしていくこととする。

平成30年 7月 9日 策定